

# 公益財団法人一商奨学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人一商奨学会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京都立第一商業高等学校に在学する生徒に対し奨学金の給付を行い、もって将来社会に有用な人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学業、人物共に優秀かつ向上心を有しながら経済的に修学が困難な生徒に対する育英奨学金の給付に関する事業
  - (2) 国際性を養うために国外短期留学をする生徒に対する奨励奨学金の給付に関する事業
  - (3) 自主的、自立的精神を養うことを目的とする課外活動において東京都を代表する競技会等に参加する生徒に対する奨励奨学金の給付に関する事業
  - (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、東京都において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第5条 設立者は、別表第1の財産を、この法人の設立に際して拠出する。

(基本財産)

第6条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2. 基本財産は、適正な維持及び管理に努めなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。なお、これを変更する場合も、同様とし、「毎事業年度開始の日の前日までに」を「速やかに」と読み替えるものとする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受け、第1号の書類については、評議員会に報告し、第2号から第4号までの書類については、評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及びその附属明細書
- (3) 正味財産増減計算書及びその附属明細書
- (4) 財産目録

2. 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとするとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

ホ. ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ. ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一つにする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 理事

ロ. 使用人

ハ. 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する役員である者

ニ. 次に掲げる団体においてその職員（国会議員又は地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法人により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

2. 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3. 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。また、評

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
3. 定款を除く前2項の書類は、毎事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以降、認定法という)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の分配)

第11条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第12条 この法人に、評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ. 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ. 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ. 当該評議員の使用人

ニ. ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

議員には、理事及び監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4. 評議員に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとする。

(任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
3. 評議員は第12条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2. 評議員には、費用を弁償することができる。
3. 費用の弁償については、評議員会の決議を経て別に定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、理事会の決議に基づき副理事長が評議員会を招集する。

3. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

4. 評議員会の招集は、少なくとも3日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。ただし、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選による。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 10名以内
- (2) 監事 3名以内
2. 理事のうち、1名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
3. 理事長以外の理事のうち、1名を副理事長とすることができる。なお、副理事長は、理事長の代表権に係る職務権限を除いた業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 理事は、この法人の監事又は評議員を兼ねることはできない。
4. 監事は、この法人の理事、評議員又は使用人を兼ねることができず、この法人の理事及び評議員の親族その他特殊の関係がある者も監事に含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
5. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6. 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
7. 理事及び監事に変更があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、その業務執行に係る職務を代行する。
4. 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
4. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案及び書類等を調査しなければならない。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとす



る。

3. 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第29条 (役員報酬等)

理事及び監事は、無報酬とする。

2. 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
3. 費用の弁償については、評議員会の決議を経て別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は毎事業年度6月及び3月に理事長が招集する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めるとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に  
開催の請求があったとき

4. 理事長が欠けたとき又は事故があるときには、副理事長が理事会を招集する。

5. 理事会の招集は、少なくとも3日前までに、その会議に付議すべき事項、日時及び  
場所を記載した書面又は電磁的方法をもって通知する。

ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開  
催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は事故があるときには、副理事長を議長とする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数  
が出席し、その過半数をもって行う。

2. 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提  
案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同  
意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものと  
みなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 奨学生選考委員会

(奨学生選考委員会)

第36条 この法人に、第4条の事業の対象となる者を選考するため、奨学生選考委員会を  
設置する。

2. 奨学生選考委員会は、3名以上6名以内の委員をもって組織する。

3. 委員会の委員は、理事会で選任及び解任する。

4. その他委員会に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。
3. 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、軽微なものを除き、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
4. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出るものとする。

### (解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が、公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

#### 附則

1. この法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする

大和田浩次、矢沢真二 関山智恵子、小杉左岐、中澤捷雄、福崎達哉

2. この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

(理事)菊池敏郎、大林 誠、岩崎 豊、山本 剛、櫻井欣吾、山口善久、宇津江 靖

(監事)椎名 豊、飯塚 昇、片山美穂

3. この法人の設立時代表理事は、菊池敏郎とする。

4. この法人の設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

(設立者の氏名・住所)菊池敏郎 東京都中央区銀座2丁目13番18-1306号

#### 別表第1 (設立者の財産の拠出)

設立者	金銭	300万円
-----	----	-------

5. この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成31年3月31日までとする。

6. 変更後の定款は平成31年1月11日から施行する。(定款23条第3項但し書き)

7. 平成31年4月1日付公益財団法人認定に伴い定款表題及び第1条(名称)を一般財団法人から公益財団法人に変更する。

8. 定款第9条第2項を第3項に修正並びに同32条第5項に「又は電磁的方法」を加筆修正する。(令和5年6月26日評議員会決議)